



県章

滋賀県公報

平成29年(2017年)

5月19日

第4305号

金曜日

毎週月・水・金曜 3回発行

目 次

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課）	1
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（障害福祉課）	2
地方自治法に基づく指定管理者の指定（文化振興課）	2
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	2
彦根長浜都市計画公園事業の公告（都市計画課）	4
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（南部）	5

告 示

滋賀県告示第245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成29年5月19日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイサービス レインボーの里	栗東市小野363番地	社会福祉法人彩陽会 理事長 前田章	栗東市小野363番地	通所介護	平成29.5.1	2571200795

滋賀県告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成29年5月19日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ひかり訪問介	野洲市西河原2309ハイ	株式会社マツミ 代表取締役 松尾	野洲市西河原2309	訪問介護 介護予防訪	2571300603	平成29.5.15

護事業所 101	ツイーグル 101	健司	ハイツイーグル101	問介護		
-------------	--------------	----	------------	-----	--	--

滋賀県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成29年 5 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称お よび代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービス の 種 類	介 護 保 險 事 業 所 番 号	廃止年月日
あかり家	守山市中町 169	有限会社エスケイ サポート 代表取締役 中西 誠司	草津市東矢倉 3 – 35–40	介護予防通 所介護	2570700506	平成29. 4. 30

滋賀県告示第248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成29年 5 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	事 業 所 番 号	廃 止 年 月 日
ワークセンター 絆	長浜市室町 396-2	社会福祉法人 ひかり福祉会	長浜市鳥羽上町 68-1	就労移行支援	2510300334	平成29. 3. 31

滋賀県告示第249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

平成29年 5 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館
- 2 指定管理者 大津市打出浜15番1号 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長 山中隆
- 3 指定の日 平成29年3月21日
- 4 指定の期間 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

公 告**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があつたので公告する。

平成29年 5 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 コメリパワー水口店 甲賀市水口町水口5916番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社コ
メリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1 代表取締役 捧雄一郎 ほか3者
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前

ア 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 181.5平方メートル

イ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 117立方メートル
 ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

株式会社コメリ 7時から21時まで

株式会社バロー 9時から21時30分まで

株式会社メガネパートナー 10時から19時30分まで

滋賀テレコム株式会社 10時から20時まで

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設1 6時から21時まで

荷さばき施設2 24時間

荷さばき施設3 10時から20時まで

(2) 変更後

ア 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 221.5平方メートル

イ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 117.2立方メートル

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

株式会社コメリ 7時から21時まで

株式会社バロー 9時から21時30分まで

株式会社メガネパートナー 10時から19時30分まで

滋賀テレコム株式会社 10時から20時まで

株式会社伊藤佑 10時から19時まで

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設1 6時から21時まで

荷さばき施設2 24時間

荷さばき施設3 10時から20時まで

荷さばき施設4 10時から19時まで

4 変更年月日 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項については平成29年12月20日、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項については平成29年4月20日

5 変更の理由 テナント誘致のため

6 届出年月日 平成29年4月19日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口6053番地

(2) 縦覧期間 平成29年5月19日から平成29年9月19日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成29年9月19日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成29年5月19日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ彦根 彦根市大東町2番17号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 夏原平和 ほか1者

3 変更しようとする事項 駐車場の位置および収容台数

(1) 変更前 届出書の添付図面記載のとおり 554台

(2) 変更後 届出書の添付図面記載のとおり 430台

4 変更年月日 平成29年12月18日

5 変更の理由 従業員用駐車場設置のため

6 届出年月日 平成29年 4 月 19 日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 平成29年 5 月 19 日から平成29年 9 月 19 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成29年 9 月 19 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗に関し大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成29年 5 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ彦根 彦根市大東町 2 番 17 号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 夏原平和 ほか 1 者

3 変更した事項 駐車場の位置および収容台数

(1) 変更前 届出書の添付図面記載のとおり 568 台

(2) 変更後 届出書の添付図面記載のとおり 554 台

4 変更年月日 平成22年 4 月 29 日

5 変更の理由 駐輪場、バイク置場および身障者用駐車区画の設置のため

6 届出年月日 平成29年 4 月 19 日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 平成29年 5 月 19 日から平成29年 9 月 19 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成29年 9 月 19 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

彦根長浜都市計画公園事業の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定に基づき平成29年 4 月 20 日付け近畿地方整備局告示第118号で近畿地方整備局長の認可を受けた彦根長浜都市計画公園事業を同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年 5 月 19 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画公園事業 5・6・2 号金龜公園

2 施行者の名称 滋賀県

3 事務所の所在地 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県土木交通部都市計画課内

4 事業地

(1) 収用の部分 彦根市松原町字鴨ノ巣、字石持、字三ノ丸、字大黒前、字大黒および字大上後地内

(2) 使用の部分 なし

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成29年5月19日

滋賀県南部健康福祉事務所長 苗村光廣

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
株式会社マツミ	野洲市西河原2309番地ハイツイーグル101号	ひかり訪問介護事業所	野洲市西河原2309番地ハイツイーグル101号	居宅介護	2511300267	平成29.5.15

